

整理番号：1－2

提言題名：新型コロナウイルス対策に対する質問

【提言の要旨】

- ①ワクチンも治療薬もない中、陽性になったかどうか知る PCR 検査抗体検査体制が気になります。今の取手の現状と秋冬に備えて市独自の取り組みを教えてください。
- ②発熱外来に対してどのような方針ですか。また、補助金等の積極的な推進をしているのですか。
- ③取手市独自の発熱外来の場所づくりができないか。
- ④軽症者への対応について
- ⑤市民の命を守ることに全力を注ぐこと、医療面を支えること、生活面でも支える財政にすべき時であることについて
(令和2年5月受付)

【回答の要旨】

①現在、取手市におきましては、2月28日に市長を本部長とした取手市新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、新型コロナウイルス感染予防対策を全庁的に実施してきているところです。

緊急事態宣言が解除になったものの、今後第二波が来ることも予測されることから、厚労省は抗体検査に関して、6月から東京都、大阪府、宮城県の3都府県で大規模な検査を始め、地域での感染状況の広がり等を調べるとの発表がありました。今後の中においても地域の感染状況に注視し、感染の拡大傾向に伴う PCR 検査拡充の必要性が高まる状況下においては、市としても設置主体である茨城県に強く要望してまいります。

現在、茨城県での感染状況は落ち着いているものの、秋以降はインフルエンザ等の流行も重なることが予想されることから、引き続き感染予防対策の周知と共に、新しい生活様式に則った日常生活の実践を強く啓発してまいりたいと思います。また取手市新型コロナウイルス感染症対策本部におきましても、秋以降の感染対策としての取り組みについて検討してまいります。

②医療体制に関するガイドラインによりますと、発熱外来の目的は、新型インフルエンザ等の患者と、それ以外の疾患の患者を振り分けることで、両者の接触と混乱を最小限とすることとなっております。

発熱外来の設置にあたりましては、スタッフの配置や受診者の動線といった各種の課題に

対し、地域の医療機関等との連携や調整が不可欠であり、現在、県及び県医師会が基本となる枠組みを作成中です。

今後も発熱外来設置の主体である、県及び県医師会における方向性に従い、取手市医師会の先生方との連携に努めてまいります。

なお、発熱外来に対する市としての財政的な支援等については、現時点において具体的なものはございません。

③ ②と同じ回答となります。

④厚生労働省による新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊確保状況の資料によりますと、茨城県は5月14日時点での受入可能室数が175室に対し、入室数が5室となっております。また、4月23日付の厚生労働省からの通知によりますと、軽症者は症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、宿泊療養を基本として対応するとの内容となっております。症状悪化に備え、体調急変時には、医師・看護師・保健師等が患者の状態を確認し、医療機関への受診調整を行うという体制が整えられています。

なお、県の担当者によりますと、軽症者受入れ施設については国のマニュアルに則り、ゾーニングなどを含めた様々な設置条件が伴うとのことから、感染の拡大状況と地域の発生状況とのバランスを確認しながら、県が条件の整った施設に要請し確保していくとのことです。

今後も引き続き、国及び県の療養体制を確認しながら、感染拡大防止に努めてまいります。

⑤取手市民の新型コロナウイルス感染症に関しましては、市長を本部長とした対策本部にて、ステージに応じた感染症予防対策を講じてまいりました。

これまでの中で行ってきた市独自の感染対策として、妊娠中の方、呼吸器及び腎臓の機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方、障害児通所施設や医師会及び歯科医師会といった、より感染リスクの高い方々へ優先的にマスクの配布を行っているほか、生活支援や社会経済活動支援策として、子育て世帯やひとり親世帯への臨時給付や商工業者への給付、飲食事業者へのテイクアウト販売の支援など、市独自の対策事業の準備も進めております。

さらには、今後予想される第二波やウイルスとの共存という可能性も鑑み、消毒液の無料配布や、小中学校等への空気清浄機の設置等も準備を進めているところでもあります。

今後も、新型コロナウイルス感染症予防に向けて、対策本部を中心に、市職員一丸となって対策を講じてまいります。

このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

(保健センター 令和2年5月回答)

その後、④に変更がありました。7月22日時点での受入可能室数が34室に対し、入室数が6室となっております。